

介護保険制度の仕組み

介護は誰にとっても身近な問題

「階段で転んで、麻ひの後遺症が残ってしまい、1人では入浴できない。」「腰が痛くて布団から起き上がるのが難しくなってきた。」など、人は誰でも年をとっていくと、体の機能が衰え、一人でできないことが増えていきます。

65歳以上の高齢者でも、何でも自分でできる方もいれば、誰かの助けがなければ日常生活に困る方もいます。みなさんもいつか、家族の介護をする立場になったり、介護を受ける立場になったりするかもしれません。介護は誰にとっても身近な問題といえます。

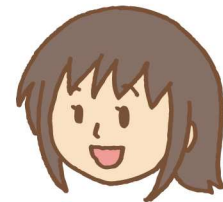
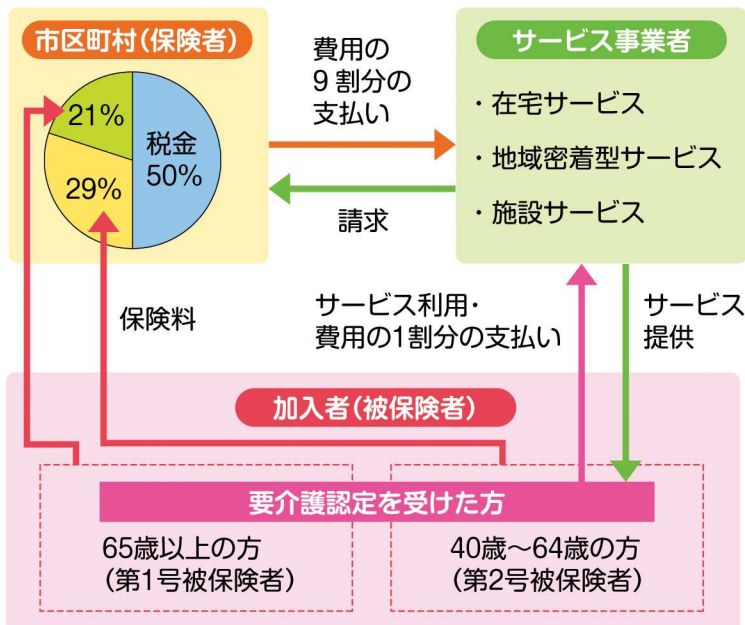
社会全体で支える仕組み

老化に伴う病気などにより、自分で身の回りのことをするのが難しくなって介護サービスを受ける必要が生じたとき、保険料をもとにして、援助を受けられるようにしたのが介護保険です。介護保険を利用すると、サービスにかかる費用の1割の自己負担で介護サービスが受けられるようになります。残りの9割は保険料と税金から支払われます。

介護保険は、40歳以上の人全員が加入する社会保険です。40歳になると、介護保険のサービスを受ける権利と介護保険料を負担する義務を有することになります。

介護保険は国の制度ですが、その運営は、住民に身近な行政主体である市区町村が行います。そして、その財源は、加入者が納める介護保険料と、国・都道府県・市区町村の税金で成り立っています。

介護保険制度の仕組み



今、介護を必要としている人たちを、みんなで支えているのね。

将来介護が必要になるかどうかはわからないけれど、40歳になると、保険料は必ず納めなければならないんだね。



※ 65歳以上と40～64歳の保険料の比率は、人口構成比に基づいて定められる。上の円グラフは、第5期（平成24～26年度）の比率。

※ 介護保険サービスは、65歳以上の方は、原因を問わず要支援・要介護状態になったときに、40～64歳の方は、末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。